

答申第64号

(諮問第79号・第80号・第84号)

答 申

第1 審査会の結論

(諮問第79号)

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年8月8日付けで行った個人情報一部開示決定処分については、別表の「開示すべき部分」（添付略）については開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

(諮問第80号)

実施機関が平成24年8月8日付けで行った個人情報不開示決定処分については、勤務評定書のAからEの評定欄の丸印を付す部分、備考欄及び総合得点欄の評定者が記入すべき部分を除き、開示すべきである。

(諮問第84号)

実施機関が平成24年10月22日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 平成24年7月25日付け請求（諮問第79号、第80号）

① ○○○○○○○○にかけて、人事課サポートセンターで受けた療養相談において、○○○○○○○○○○産業医が相談時、手元に持っていた資料の私の情報

② ○○○○○人事評価調書の私の情報

(2) 平成24年10月15日付け請求（諮問第84号）

○○○○○○○○○○に私が受けたストレス健康相談や健康管理審議会などにおいて、医師に提出された○○○○○○○○○○○○○○○○○○の名刺が貼付された私のことが記録された文書のうち、私に関する情報（相談指導記録、ストレス健康等経過以外の文書）

2 実施機関の決定等

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を次のとおり特定し、一部開示決定

② 不開示理由

公文書不存在

(あなたが受けたストレス健康相談や健康管理審議会の際に、医師に提出された〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の名刺が貼付されたあなたのことが記録された文書としては、相談指導記録、ストレス健康相談等経過以外の公文書は存在しないため)

3 本件異議申立て

異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年8月8日付け一部開示決定及び不開示決定について、同月10日付けで、及び平成24年10月22日付け不開示決定については、同月26日付けで、実施機関に対して、それぞれ異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

- (1) 実施機関の一部開示決定処分を取り消し、請求に係る公文書を全面的に開示することの決定を求める。（諮問第79号）
- (2) 実施機関の不開示決定処分を取り消し、請求に係る公文書を全面的に開示することの決定を求める。（諮問第80号）
- (3) 実施機関の不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。（諮問第84号）

2 異議申立ての理由

（略）

第4 実施機関の主張の要旨

（略）

第5 審査会の判断

1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成24年8月10日付け及び平成24年10月26日付けで異議申立人が実施機関に対して行った3件の異議申立てに係る諮問事案である。審査会では、異議申立人が同一人であることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和63年大分県規則第49号）第5条第1項の規定により併合して審議することとした。

2 条例第15条第2号及び第3号について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

3 諮問第79号について

(1) ストレス健康相談等経過について

ストレス健康相談等経過は、実施機関が人事管理上、異議申立人に対する専門医等による主な評価・所見や各方面から収集した健康上の情報等を取りまとめの上、作成したものである。

当該公文書を見分したところ、ストレス健康相談や療養相談等における専門医等の評価や所見について、簡潔かつ具体的な表現で記載されていることが認められた。これらは、人事課職員が専門医等から収集した異議申立人に対する評価・所見のうち、人事管理上必要と思われる情報を記録したものである。

こうした情報は、症状に対する受診者の自己評価や認識と必ずしも一致しない場合があることも予想されるため、不開示部分を開示することとなると、受診者から誤解や反発、非難等が生ずることを懸念して、人事課職員が、医師から収集した評価・所見をありのまま記載することをためらったり、当たり障りのない表現で記載するなど、記載内容が形骸化・画一化することにより、受診者に対する適切な評価が行い得なくなり、人事管理上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、不開示部分を開示することにより、記載された評価や所見に納得しない受診者が、医師に反発したり、非難した場合、医師が適切な評価を行うことが困難となることも予想され、専門医等と実施機関との協力・信頼関係を損なうおそれがある。

また、各方面から収集した異議申立人に関する健康上の情報については、異

秘匿する必要はなく、開示すべき情報である」と主張しているが、当該情報がこれらの文書に記載されているかどうかはともかく、これらの開示の可否については諮問第79号において判断したとおりである。

6 結論

以上のことから、諮問第79号に係る実施機関の一部開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

また、諮問第80号に係る不開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

そして、諮問第84号に係る不開示決定については妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月22日	諮 問（第79号、第80号）
平成24年11月 6日	諮 問（第84号）
平成24年12月19日	事案審議（平成24年度第8回審査会）
平成25年 1月30日	事案審議（平成24年度第9回審査会）
平成25年 2月 5日	諮問第79号、第80号、第84号の併合
平成25年 2月27日	事案審議（平成24年度第10回審査会）
平成25年 4月24日	事案審議（平成25年度第1回審査会）
平成25年 5月29日	事案審議（平成25年度第2回審査会）
平成25年 6月26日	事案審議（平成25年度第3回審査会）
平成25年 7月31日	答申決定（平成25年度第4回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏名	職業	備考
吉田 祐治	弁護士	会長
城戸 照子	大分大学経済学部教授	
武田 寛	大分県信用保証協会会長	H25. 3. 31退任
池邊 英貴	大分県商工会議所連合会専務理事	H25. 4. 1就任
森 哲也	元大分合同新聞社特別顧問	
安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	H25. 3. 31退任
芥川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	H25. 4. 1就任
三倉 剛	大分県医師会常任理事	H25. 3. 31退任
木本 明博	大分県医師会常任理事	H25. 4. 1就任 H25. 6. 30退任
貞永 明美	大分県医師会常任理事	H25. 7. 1就任
淵野 壽美子	元大分市立高田小学校長	H25. 3. 31退任
野田 伸子	元大分市立西の台小学校長	H25. 4. 1就任
佐伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿南 栄子	元大分市大南支所支所長補佐	